



災害時要援護者支援について

都筑区高齢・障害支援課 高齢・障害係長 吉田 肇

令和5年11月29日

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

◆災害時要援護者名簿の対象者



【要援護者名簿の対象者】在宅で、次の条件に該当する方

高 齢 者	<p>① 介護保険要介護・要支援認定者で、ア～ウのいずれかに該当する方</p> <p>ア 要介護3以上の方</p> <p>イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方</p> <p>ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）</p>
障 害 者	<p>① 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者</p> <p>② 視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方</p> <p>③ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方</p> <p>※④ 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている精神障害者</p> <p>※⑤ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方</p> <p>※④・⑤は区で保管する災害時要援護者名簿にのみ掲載。地域に提供する名簿には掲載していない。</p>

※令和5年3月時点都筑区対象者:約7,000人（横浜市全体:約17万人）
（高齢者57%・障害者37%・高齢者かつ障害者6%）

◆発災時の区役所の対応



(1) 要援護者の安否確認、状況把握、援護【発災当日～10日目】

- ・「災害時要援護者名簿」により、地域防災拠点、自主防災組織、民生委員、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）職員やケアマネージャー、訪問看護や訪問介護等の事業所・福祉施設職員等と連携し、要援護者の状況把握、福祉避難所

(2) 在宅の要援護者の状況把握、援護【4日目～】

- ・介護サービス事業者等と連携し、在宅の要援護者の状況把握
- ・福祉ニーズの把握、必要な情報提供、介護用資機材等の確保

(3) 避難所にいる要援護者支援【4日目～】

- ・要援護者の状況把握 ほか(2)に準じた対応

(4) 相談対応、各種福祉サービス情報の提供【4日目～】

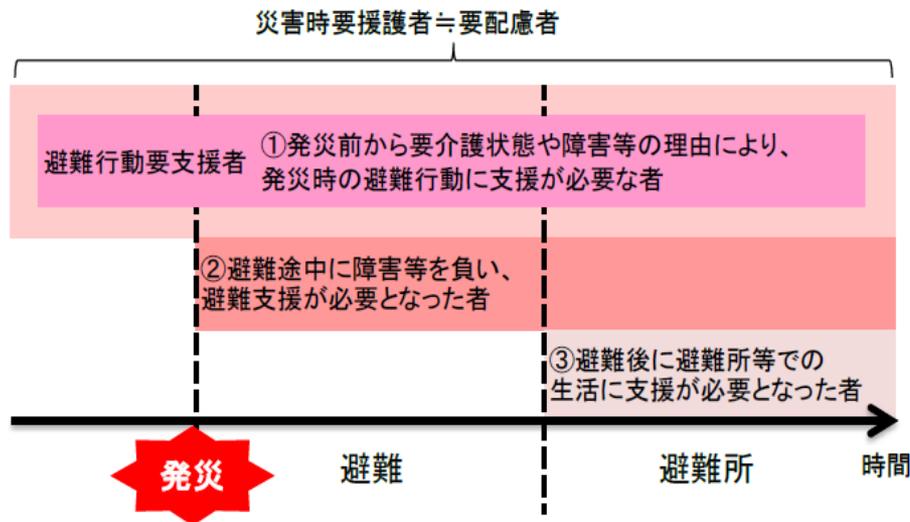
- ・福祉ニーズの把握、介護サービス事業者等のサービス復旧状況、対応の可否等情報収集、提供

◆福祉避難所とは



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

自宅や地域防災拠点での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難場所。区役所の要請で開設し、開設・運営は施設職員が行います。



福祉避難所



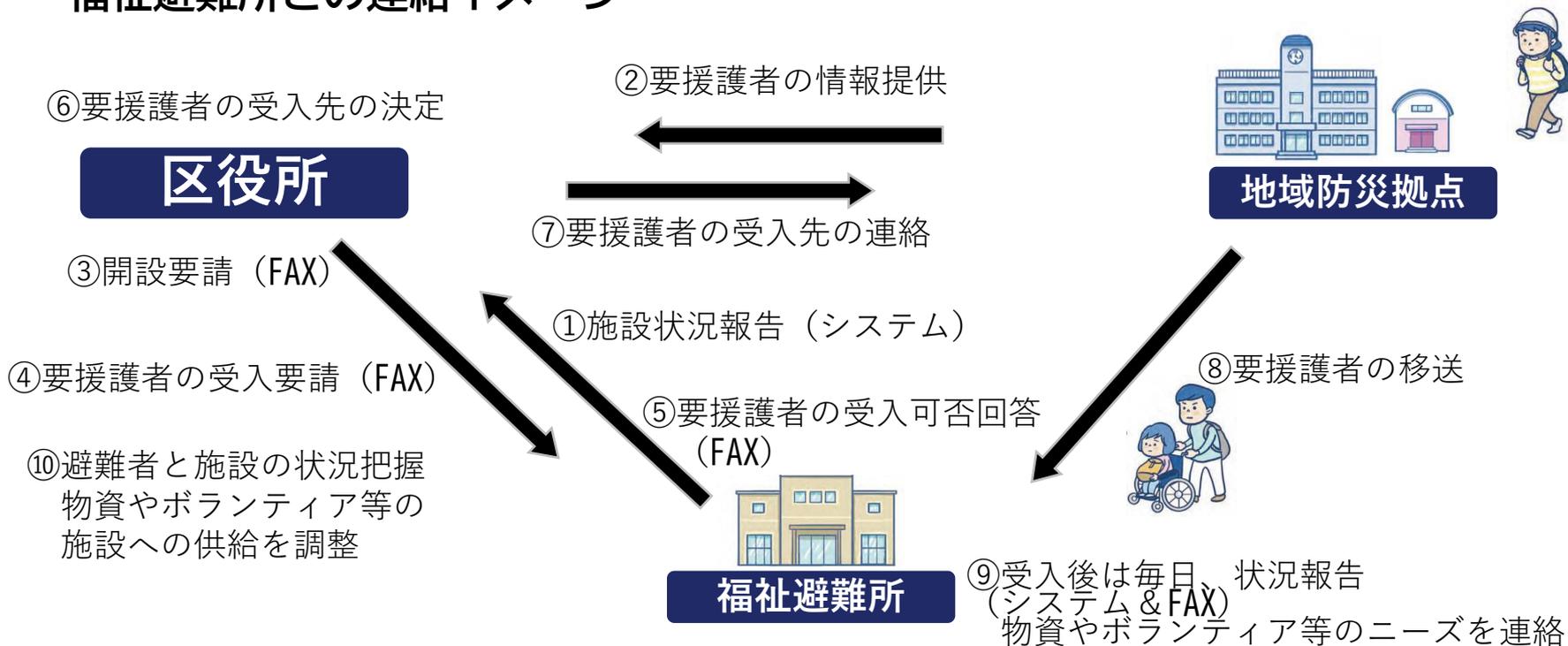
【都筑区内 28か所】

地域ケアプラザ	6
特別養護老人ホーム	6
老人福祉センター	1
介護老人保健施設	7
介護付有料老人ホーム	3
児童発達支援センター	1
障害者支援施設等	4

受入可能人数
最大で約700人

◆福祉避難所の開設要請・要援護者の受入決定

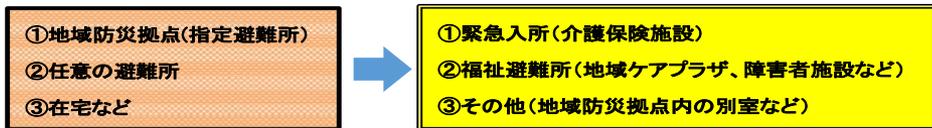
福祉避難所との連絡イメージ



◆参考1

福祉避難所・緊急入所対象者判断フロー図

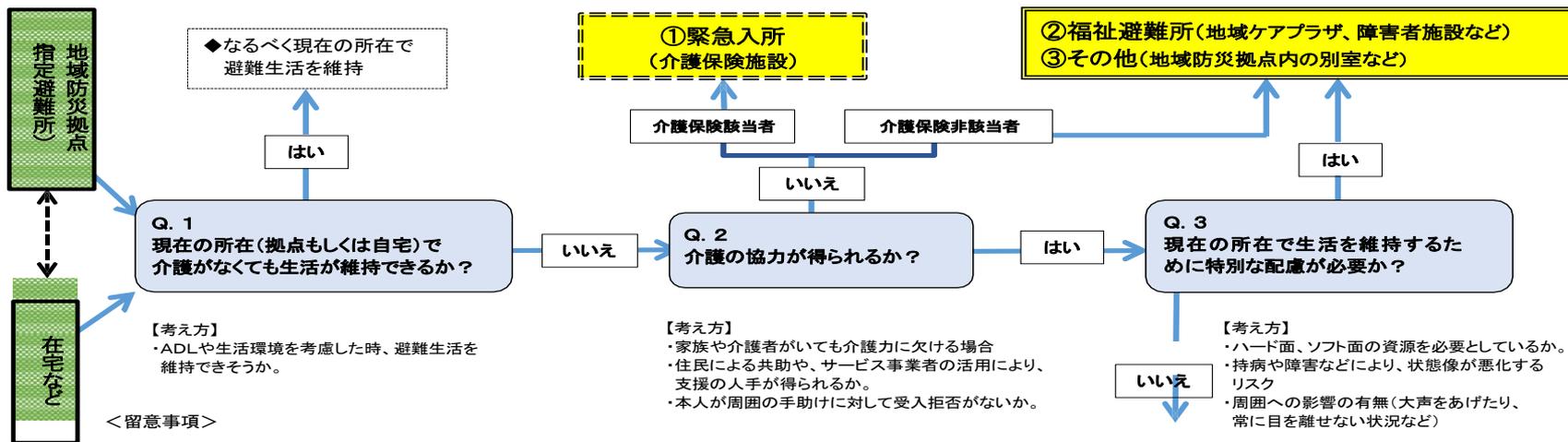
【目的】 地域防災拠点や自宅などにいる支援対象者の中から、福祉避難所・緊急入所対象者を判別する。
【主な使用者】 ケアマネージャー、介護保険事業所、訪問看護師、行政保健師など



<避難生活でのハイリスク者>

高齢者	認知症者 寝たきり者
障がい児・者	身体障害(視覚・聴覚・肢体不自由等) 内部障害(心臓・腎臓・呼吸器機能障害等) 精神障害 知的障害・発達障害
難病患者等	難病 小児慢性特定疾患

*参考「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(内閣府)」



○これは福祉避難所・緊急入所対象者の判断基準です。施設利用にあたっては、施設ごとに別途、判断基準があります。

◆なるべく現在の所在で避難生活を維持

◆地域で行っている要援護者対策（共助の取組み）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

○3つの方式

手上げ方式	地域で任意に名簿作成	地域で災害時要援護者名簿への登録について周知し、 自ら登録を希望する人を募る ことにより名簿を作成する方式
同意方式	区から名簿提供	区役所から自主防災組織等に、「 名簿提供について同意した対象者の名簿 」を提供する方式(3～5割) →佐江戸加賀原・都田・ふれあいの丘（いずれも連合町内会）
情報共有方式	区から名簿提供	区役所から自主防災組織等に、「 名簿提供に対し拒否の意思表示をしなかった対象者の名簿 」を提供する方式(8～9割) →港北センタープレイス（連合未加入） 都筑が丘第2（川和連合）

◆要援護者への案内（同意方式）

都筑区役所からのご案内

令和5年 月 日

ふれあいの丘地区にお住まいの皆様へ

都筑区長 佐々田 賢一

災害時における要援護者支援活動のための 個人情報提供についてお願い

平素より都筑区の福祉保健行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成23年の東日本大震災により尊い人命や財産が失われました。また、平成30年の西日本豪雨や、令和元年の台風15号及び台風19号でも大きな災害が発生し、尊い人命や財産が失われています。災害による被害をできるだけ小さくするためには、**日頃の地域社会、近隣とのつながりの大切さが重要視されています。**

災害時の安否確認や避難の支援をスムーズに進めるためには、皆様一人一人が地元の町内会自治会、民生委員などと「災害時にどのような支援が必要なのか」を確認しておくなど、日頃から顔と顔の見える関係を築いておくことが大切です。

あなた様がお住まいになっている地区のふれあいの丘連合自治会では、**このような災害が発生した時に自分だけでは避難することが難しい高齢者や障害のある方など（災害時要援護者）を地域ぐるみで支援する取組として、横浜市が把握している災害時要援護者の方々の中で、災害時に支援を希望する方から、支援に必要なことなどをお伺いし、災害時の避難支援活動に活用することを進めています。**

つきましては、ふれあいの丘連合自治会による災害時の安否確認や避難の支援を希望される方で、**裏面のことに同意される方は、別紙の同意書にご署名をいただき、返信用封筒で令和5年12月22日（金）までに都筑区役所にご返送ください。**

この同意書は、都筑区にお住まいの本人あるいはその代理の方によりご記入をお願いいたします。

なお、この「同意書」の受付は、令和5年12月22日発送分（消印有効）までとさせていただきます。

令和 年 月 日

同意書

私は災害時に支援を受けることを希望するため、次のことに同意します。

- 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、避難支援事由、緊急連絡先の情報を、ふれあいの丘連合自治会と、自分が居住する地区の自治会・町内会の担当者・民生委員に提供すること
- 災害時の支援に必要な情報などをおうかがいするため、自治会・町内会の担当者・民生委員の訪問を受けること

○氏名 _____

○住所 都筑区 _____

(建物名) _____

○電話番号 _____

○緊急連絡先(電話番号) _____ 続柄()

災害が発生したときに「どこの避難所に避難するか」

「誰が避難支援をするか」などをあらかじめ決めておく

- 優先度の高い要援護者について、令和3年からおおむね5年での作成が努力義務化
- 横浜市では令和4年度に港北区、鶴見区でモデル実施を開始。令和7年度からすべての区で実施見込み
- まずは風水害対策をベースに実施し、検証しながら地震への対策を検討
- 計画作成には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画がカギ

→横浜市役所HPに情報が掲載されています。今後も動きがありますので、ぜひチェックしてみてください。